水防警報について

水防警報の種類、内容及び発表基準

警	報	内容	発表基準
待	機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が	気象予、警報等及び河川状況により、特に
		予想される場合に状況に応じて直ちに水	必要と認めるとき。
		防機関が出動できるように待機する必要	
		がある旨を警告するもの。	
		水防機関の出動期間が長引くような場	
		合に出動人員を減らしてもさしつかえな	
		いが、水防活動をやめることはできない	
		旨を警告するもの。	
準	備	水防に関する情報連絡、水防資器材の	雨量、水位、流量その他の河川状況により
		整備、水門機能等の点検、通信及び輸送	必要と認めるとき。
		の確保等に努めるともに、水防機関に出	
		動の準備をさせる必要がある旨を警告す	
		るもの。	
出	動	水防機関が出動する必要がある旨を警	河川はん濫注意報等により、または水位、
		告するもの。	流量その他の河川状況により警戒水位に達し
			なお上昇の恐れがあるとき。
指	示	水位、滞水時間その他水防活動上必要	河川はん濫警報等により、または、既には
		な状況を明示するとともに越水(堤防か	ん濫注意水位を越え災害の恐れがあるとき。
		ら水があふれる) 漏水、堤防の法崩れ、	
		亀裂、その他河川状況により警戒を必要	
		とする事項を指摘して警告するもの。	
解	除	水防活動を必要とする出水状況が解消	はん濫注意水位以下に下降したとき、または
		した旨、及び当該基準水位観測所名によ	はん濫注意水位以上であっても水防作業を必
		る一連の水防警報を解除する旨を通告す	要とする河川状況が解消したと認めるとき。
		るもの。	